

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 神奈川県横浜市神奈川区宝町 2 番地  
(氏名) 日産自動車株式会社  
(法人番号 9020001031109)

令和元年度 (判) 第 3 2 号金融商品取引法違反審判事件について、令和 2 年 2 月 27 日付け課徴金納付命令決定のうち、納付すべき課徴金の額につき、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 8 第 6 項の規定により、下記のとおり変更する。

### 記

#### 1 変更後の課徴金の額

金 2 2 億 2 4 8 9 万 5 0 0 0 円 (内訳は別表のとおり)

#### 2 変更の理由

上記決定に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実のうち、上記決定で引用する審判手続開始決定書別紙 1 の第 1 の表 1 中の番号×××の事実は、同一事件について、公訴が提起され、裁判所に係属していたところ (××××裁判所××××年×× (××) 第××××号、同裁判所××××年×× (××) 第××××号)、同裁判所は、令和 4 年 3 月 3 日、被審人に対し、罰金 2 億円とする判決をし、同月 1 8 日、同判決が確定したため。

#### 3 変更後の課徴金の納付期限

- (1) 前記 1 記載の課徴金のうち、別表番号×××記載の課徴金の納付期限

令和 4 年 6 月 2 7 日

- (2) 前記 1 記載の課徴金のうち、別表番号×××記載の課徴金の納付期限

令和 2 年 4 月 2 8 日

(※別表の添付《略》)

令和4年4月26日

金融庁長官 中島 淳一